

地域包括ケア病棟 在宅サポート入院基準

【対象者】

- ・ 在宅介護中で、自宅に戻る方。
- ・ 医療処置（褥瘡処置、酸素吸入、喀痰吸引、経管栄養、気管切開、点滴等）が必要なため、介護保険施設の利用が難しい方。
- ・ 在宅環境の整備（介護ベッドの搬入、バリアフリーリフォーム等）が必要で一時的に介護が困難な方。
- ・ 介護者の休息、旅行、冠婚葬祭等の事情により一時的に介護が困難な方。

【入院期間】

- ・ 1回の入院期間は14日以内。通算で60日を超えた場合は3か月の間隔を空ける。

【注意事項】

- ・ 急性期治療や検査目的の入院ではないため、原則として治療や検査は実施しない。
- ・ 入院中に病態が変化した場合には、医師の判断により急性期的対処を実施し、病棟を移動する場合あり。
- ・ 患者の状態によって、入院継続が困難な場合には、予定より短期間となる場合あり。
- ・ 入院時には、薬、お薬手帳、保険証、限度額認定証、退院証明書（3か月以内に入院していた場合）を持参。
- ・ 医療保険を利用した入院となり、医療体制でのケアとなるため、自宅やショートステイにおけるケアやリハビリと同等のケアは提供出来ない可能性あり。

【入院申込の流れ】

- ・ 申込は、かかりつけ医師、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターからとする。
- ・ 申込窓口は相談室として、在宅サポート入院申込書をFAXしてもらう。
- ・ 申込書受理後、受入検討。判定会議。
- ・ 受入の可否を相談室より連絡。

